

## 議案第124号

さいたま市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

さいたま市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように定める。

令和元年9月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する  
条例

さいたま市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成22年さいたま  
市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、  
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当  
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定により、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、 <u>同項第2号</u> に掲げる事務とする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定により、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、 <u>同項第1号</u> に掲げる事務とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。